

## 議案第 27 号

### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成 30 年 5 月 15 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

### 提案理由

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い、北名古屋市都市計画税条例を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、北名古屋市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したからである。

専決第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、北名古屋市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

北名古屋市長 長 瀬 保

## 北名古屋都市計画税条例の一部を改正する条例

北名古屋都市計画税条例（平成18年北名古屋市条例第57号）の一部を次のように改正する。

附則第6項（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第7項及び第8項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第9項及び第10項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第11項（見出しを含む。）及び第13項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第14項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第18項の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の北名古屋都市計画税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。